

第1回

後天性免疫不全症候群に関する 特定感染症予防指針 見直し検討会

－ 議 事 次 第 －

1. 日 時 平成17年2月9日(水) 14:00-16:00
2. 場 所 経済産業省別館8階 846会議室
3. 議 題
 - (1) 開会
 - (2) 委員紹介
 - (3) 座長選出
 - (4) エイズ予防指針の見直しについて
 - 1 見直し検討会について
 - 2 全体スケジュールについて
 - 3 エイズ予防指針の見直し(第1回)
 - (5) その他

配布資料

【基本資料】

- 資料1 エイズ予防指針見直し検討会の設置について／開催要領
- 資料2 エイズ予防指針について
- 資料3 御議論いただきたいポイント
- 資料4 エイズ予防指針見直しスケジュール
- 資料5 エイズ予防指針・指針に基づく施策・議論の視点

【参考資料】

- 参考1 HIV感染者・エイズ患者 新規報告数の推移
- 参考2 世界の生存HIV感染者数（2004年末）
- 参考3 HIV感染者・エイズ患者新規報告 感染経路別内訳
- 参考4 HIV感染者・エイズ患者新規報告 年齢別内訳
- 参考5 HIV感染者・エイズ患者新規報告 報告地別内訳
- 参考6 献血におけるHIV抗体陽性件数の推移
- 参考7 HIV抗体検査の概要
- 参考8 自治体を実施するHIV抗体検査の検査件数推移

【第1回 配付資料】

- ①-1 平成16年度に実施した普及啓発活動
- ①-2 性行動の早期化
- ①-3 中絶・STDの推移
- ①-4 青少年対策について（木原雅委員提出資料）
- ①-5 指針に基づく取り組み状況のアンケート結果（白井委員提出資料）
- ①-6 MSM対策について（市川委員提出資料）

後天性免疫不全症候群に関する
特定感染症予防指針見直し検討会の設置について

1 目的

HIV/AIDS対策については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(感染症法)に基づき、平成11年10月に作成、告示された「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」(以下、エイズ予防指針)に基づいて、実施されている。エイズ予防指針は少なくとも5年ごとの再検討を加えることとなっている。

このため、現行のエイズ予防指針の見直しのため、厚生科学審議会感染症分科会感染症部会の下に設置されたエイズ・性感染症WGにおいてエイズ予防指針の見直しに関する検討を行うこととなっている。

この見直しの検討に当たり、より専門的な検討を行うエイズ予防指針見直し検討会を厚生労働省健康局長の私的検討会として、設置するものとする。

2 検討課題

- (1) 現行エイズ予防指針に基づく政策の評価
- (2) エイズ予防指針見直し

3 構成及び事務局

検討会に参集を求める有識者は15名以内で構成し、エイズ対策に精通した学識を有するものとする。

会議の事務は、健康局疾病対策課が行う。

後天性免疫不全症候群に関する 特定感染症予防指針見直し検討会開催要領

(目的)

第1条 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針見直し検討会（以下、検討会）は、厚生労働省健康局長より参集を求める有識者により、厚生労働省における後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（以下、エイズ予防指針）に基づくエイズ対策について専門的な検討を行うことを目的として開催する。

(検討事項)

第2条 検討会は、エイズ対策をより総合的・体系的に実施するため、現行のエイズ予防指針の見直しを検討することその他エイズ対策に関する事項について専門的に検討を行うものとする。

(検討会の構成)

第3条 検討会に参集を求める有識者は15名以内で構成し、エイズ対策に精通した学識を有するものとする。

(座長の指名)

第4条 検討会に座長を置く。座長は、検討会委員の中から互選により選出する。

(会議の公開)

第5条 検討会の会議は公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合または知的財産権その他個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、座長は、会議を非公開とすることができる。

2 座長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録)

第6条 検討会における議事は、次の事項を定め、議事録に記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した検討会委員の氏名
- 三 議事となった事項

2 議事録は公開とする。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、座長は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、座長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開しなければならない。

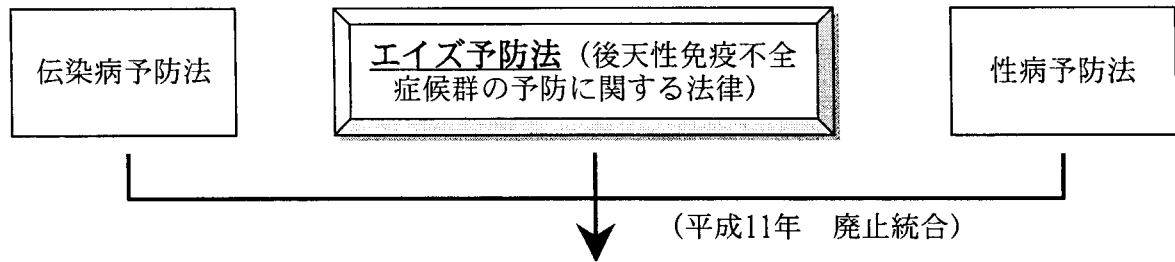
(検討会の庶務)

第7条 検討会の庶務は、厚生労働省健康局疾病対策課において総括し、及び処理する。

(雑則)

第8条 この開催要項に定めるほか、検討会の運営に必要な事項は、座長が定める。

エイズ予防指針について

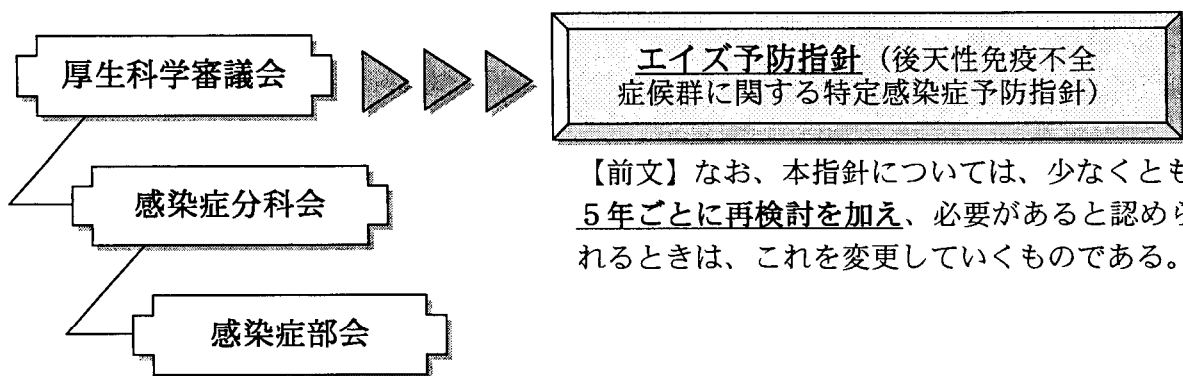


感染症法 (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)

【第6条】この法律において「五類感染症」とは、〔略〕後天性免疫不全症候群〔略〕その他の既に知られている感染症の疾病であって、国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。

【第11条第1項】厚生労働大臣は、感染症のうち、特に総合的に予防のための施策を推進する必要があるものとして厚生労働省で定めるものについて、〔略〕当該感染症に応じた予防の総合的な推進を図るための指針（「特定感染症予防指針」）を作成し、公表するものとする。

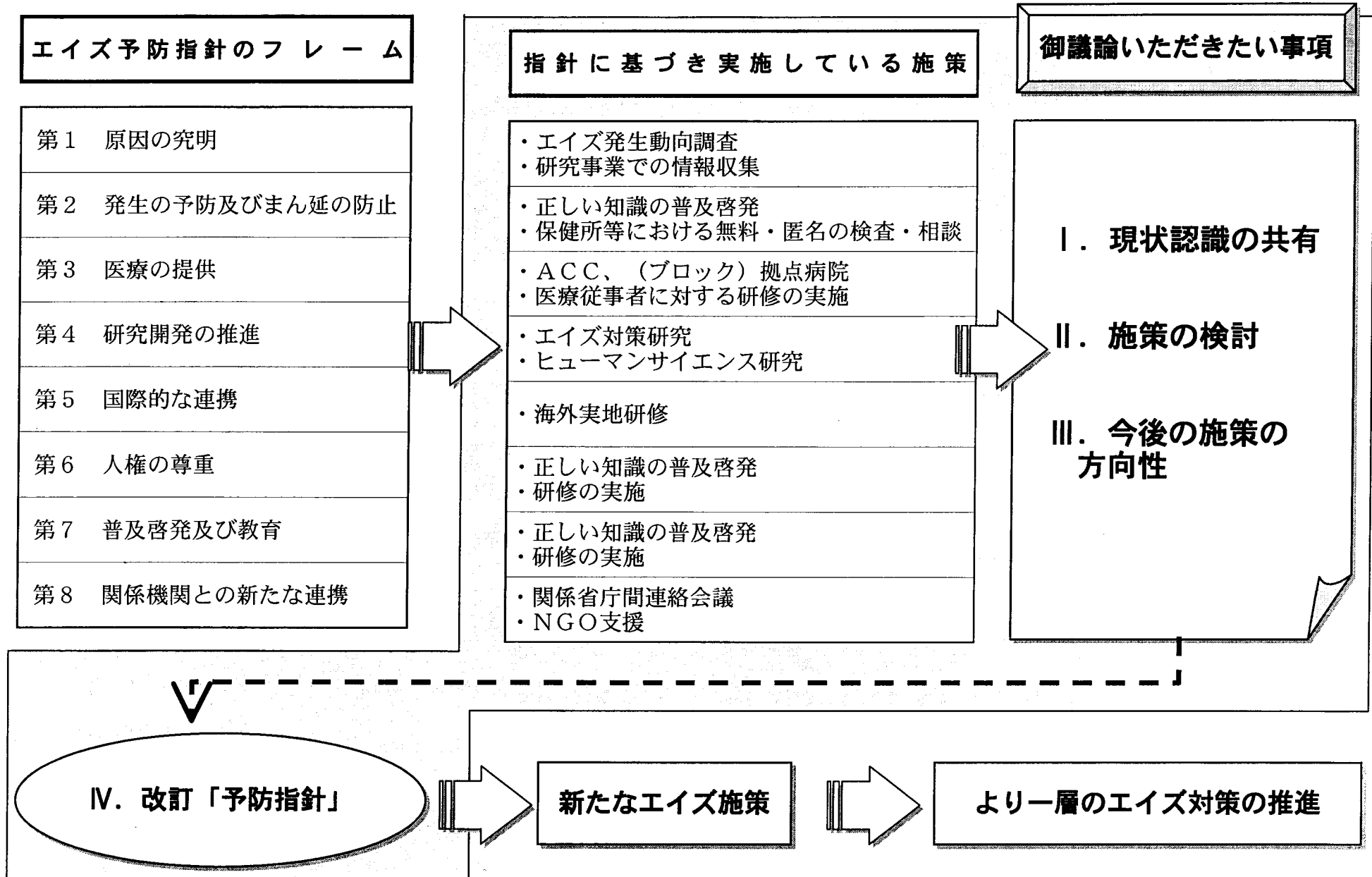
【第11条第2項】厚生労働大臣は、特定感染症予防指針を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、厚生科学審議会の意見を聴かなければならない。



【前文】なお、本指針については、少なくとも5年ごとに再検討を加え、必要があると認められるときは、これを変更していくものである。

- エイズ予防指針の見直しを行うため、感染症部会「エイズ・性感染症ワーキンググループ」において検討を行う。
- 「エイズ予防指針見直し検討会」において、エイズ予防指針見直し(案)の作成を行う。

検討会で御議論いただきたいポイント



「エイズ予防指針」見直し検討会スケジュール

「エイズ予防指針」見直し検討会		
2月9日	第1回	1. 座長選出等 2. 正しい知識の普及啓発：個別施策層（MSM・青少年等）
2月21日	第2回	1. 正しい知識の普及啓発：一般国民、その他個別施策層 2. 検査・相談体制：検査・相談体制の検討
3月上旬	第3回	1. 医療の提供：医療提供体制等の検討 2. エイズ発生動向調査：調査方法等の検討 3. 国際的な連携
3月下旬	第4回	1. 研究開発：研究制度の検討 2. 施策の評価：施策の評価に関する検討 3. 関係機関との連携
4月上旬	第5回	総括討議 ①
4月下旬	第6回	総括討議 ②
		(予備日)

※ 「人権の尊重」は各回共通事項

予防指針のフレーム	検討会における対応
第1 原因の究明	第3回
第2 発生の予防及びまん延の防止	第1回及び第2回
第3 医療の提供	第3回
第4 研究開発の推進	第4回
第5 国際的な連携	第3回
第6 人権の尊重	各回共通事項
第7 普及啓発及び教育	第1回及び第2回
第8 関係機関との新たな連携	第4回